

サンヴィッツ宝栄使用規定

（目 的）

第 1 条 この規定は、サンヴィッツ宝栄（以下「当館」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の範囲）

第 2 条 当館の使用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 東山区及び東山区各種団体の事業及び会議等
- (2) 宝栄地区の各種事業及び会議等
- (3) 東山区内の公共団体の事業及び会議等
- (4) 東山区民が主催する生涯学習の講座、実習、講習等
- (5) 東山区民の冠婚葬祭の儀式等
- (6) 各種教室としての貸館事業
- (7) その他、管理責任者が認めた事業

（管理責任者）

第 3 条 当館の管理責任者は、区長とする。

- 2 管理責任者は、当館の清掃、保守、管理のため、各種団体に協力を求め、または委託することができる。

（利用時間）

第 4 条 当館の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、冠婚葬祭の儀式に使用する場合は、制限しないものとする。

（使用願）

第 5 条 当館を使用しようとする者は、使用願（様式 1）を管理責任者または区事務員に提出し、許可を受けなければならない。

ただし、第 2 条第 1 項第 1 号から 3 号により使用する場合は、管理責任者または区事務員に対して、口頭または電話等による使用願を認めるものとする。

（使用の不許可）

第 6 条 当館の使用にあたり、次のひとつに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 当館の管理運営上に支障があるとき。
- (4) その他、当館を使用させることが適当でないと認められるとき。

（使用料）

第 7 条 当館の使用料は、別表のとおりとし、使用后、1 か月以内に納入することとする。ただし、管理責任者が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

- 2 東山区民の冠婚葬祭で使用する冷暖房費は、無料とする
- 3 使用料は、区長代理（会計専任）が指定する場所に納付すること

（許可の取り消し等）

第 8 条 当館の使用にあたり、管理責任者または区事務員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為等があったときは、その許可を取り消し、または使用を制限することができる。

（掃除等）

第 9 条 当館の使用後は、速やかに使用した施設を清掃するとともに、設備または備品等を現状に復さなければならない。

- 2 使用者は、火気の点検（電気・ガス等）及び施錠を確認しなければならない。

（原状回復等）

第 10 条 使用者は、当館の施設等を損傷または滅失したときは、管理責任者の指示に従い、これを現状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

（雑 則）

第 11 条 この使用規定に定めるもののほか、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、サンヴィッツ宝栄使用規定（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

サンヴィッツ宝栄運営委員会規約

（目 的）

第 1 条 この規約は、サンヴィッツ宝栄（以下「当館」という。）の適切な管理と運営を図るため、サンヴィッツ宝栄運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することを目的とする。

（委 員）

第 2 条 運営委員会の委員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 区長
- (2) 区長代理
- (3) 区長代理（会計専任）
- (4) 顧問
- (5) アドバイザー
- (6) 相談役
- (7) 区議員議長
- (8) 宝栄地区の区議員、大組長、長寿友の会代表者
- (9) 民生児童委員
- (10) 生涯学習活動地区推進員
- (11) 区事務員

（委員の任期）

第 3 条 運営委員会の委員の任期は、その職にある期間中とする。

（活 動）

第 4 条 運営委員会は、次の各号の活動を行う。

- (1) 当館の運営管理及び使用に関すること
- (2) 当館の使用料に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要なこと

（役 員）

第 5 条 運営委員会に、次の役員をおく。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 会計
 - (4) 管理責任者
- 2 役員の選出については、次のとおりとする。
- (1) 委員長は、区長をもってあてる。
 - (2) 副委員長は、区長代理をもってあてる。
 - (3) 会計は、区長代理（会計専任）をもってあてる。
- 3 役員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代

行する。

(3) 会計は、運営委員会の会計を司る。

(4) 管理責任者は、当館の管理を司る。

(会 議)

第 6 条 運営委員会は、年 1 回の開催とする。

2 委員長が、必要と認めたときは、臨時に運営委員会を開催することができる。

3 議決を必要とする事項については、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(雑 則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、サンヴィッツ宝栄管理運営委員会規約（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

2 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。